



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
: 食品表示法に基づく指示・命令・指導について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第10講 第1～第4段  
: 期限表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える  
: 1日の必要野菜量について

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

## ◆食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数について

食品表示法の食品表示基準に係る国(消費者庁、国税庁及び農林水産省)及び都道府県等による令和2年度下半期(令和2年10月～令和3年3月)の指示及び命令件数が7月16日に公表されています。

■令和2年10月～令和3年3月までの令和2年度下半期の合計では国による指示が3件、命令が0件でした。なお、都道府県等による指示は4件、命令は1件です。



指導は通知で規定されています。

食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針(平成27年3月20日)

◆食品表示法の食品表示基準に係る国(消費者庁、国税庁及び農林水産省)による指導の96件の内訳は次のようになっています。

### ■品目別

水産加工品(24%)、水産物(22%)で、水産の生鮮とその加工品で46%を占めています。

### ■違反内容

原産地の誤表示や欠落が57%と多くあります。

### ■事業者による情報提供の方法

店頭告知(66%)、ウェブサイト(23%)の順です。

消費者庁HPの情報から作成

※続きはPage 1-2～5(会員)で記載しています。

## 《加工食品》

### 第10講 期限表示

#### 第1段 製造年月日との関係

**期限表示**は食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項とされています。表示基準では消費期限と賞味期限の2つに分けて表示されます。同基準において**消費期限**は「定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。」と、**賞味期限**は「定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。」と定義されています。

従って、消費期限を過ぎた場合、衛生上の危害が発生するおそれもあることから、消費期限を過ぎた食品等の販売をすることはできません。一方、賞味期限を過ぎた場合であっても食することができる場合がありますが、すべての十分な期待される品質を保証できないのであればあえて販売することは避けるべきだと思います。

この期限表示の考えは1997年から変更されたものです。それまでは**製造年月日**表示でした。日付の異なる商品では製造年月日の古い日付のものが売れ残り、結果廃棄され、また過度な日付管理から先付表示等の違反の温床となる問題もありました。そこで、国際規格との調和を図るため、製造物責任法とのセットで、消費者の安心を担保しつつ期限表示に移行しました。

従って、表示された期限表示の年月日までは食品関連事業者が責任を負いますので、消費者の方は安心してその期限の食品を購入し、摂食できるようになりました。なお、現在は期限表示が義務事項ですが、商品の特性上併せて任意に製造年月日を表示することも認められています。

※続きはPage 2-2～3（会員）で記載しています。

■ 健康日本21(栄養・食生活)によれば

○成人の1日あたりの野菜の平均摂取量の増加(カリウム・食物繊維・抗酸化ビタミン)

目標値: 350 g以上

基準値: 292 g(平成9年国民栄養調査)

○カルシウムに富む食品(牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜)の成人の1日あたりの平均

摂取量の増加

目標値: 牛乳・乳製品 130 g、豆類 100g、緑黄色野菜 120 g以上

基準値: 牛乳・乳製品 107 g、豆類 76g、緑黄色野菜 98 g(平成9年国民栄養調査)

ここで、野菜ジュースのみ  
で「一日分の野菜量が摂  
れる」といえますか？

※ 解説はPage 3-2(会員)で記載しています。

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2021年(令和3年)も実務に役立つ情報発信をして参ります。

## 月刊 こう食品法令 【2021年 7月号】

「危機を乗り越えて繁栄するたびにその前の記憶が塗りつぶされる。足元に過去の災厄の犠牲となった人の遺体が埋まっているかもしれない。無意識をかきみだし、目に見えない過去を忘れてはいけない。不思議なことに過去も現在も同じ問題をかかえているのである。(デフォー「ペストの記憶」(武田氏解)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。